

鹿児島市パートナーシップ宣誓制度
KAGOSHIMA PARTNERSHIP[®]
ガイドブック





目次

1. パートナーシップ宣誓を考えている皆様へ	1
2. 宣誓することができる方	2
3. 宣誓手続きの流れ	3
4. 宣誓に必要な書類	9
5. 受領証等の再交付・返還等について	11
6. 利用可能なサービス	13
7. 都市間相互利用について	15
8. よくある質問	16
9. 参考資料(要綱)	20
10. 参考資料(相談窓口)	24

1. パートナーシップ宣誓を考えている皆様へ

鹿児島市では、「人権教育・啓発基本計画」において、「人権尊重社会の実現」を目指しています。同計画では、性的少数者についても人権課題の一つとして掲げ、これまで、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

このような中、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、性的少数者の方々の生きづらさを解消する取組の一環として「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度（KAGOSHIMA PARTNERSHIP+）」を始めます。

鹿児島市パートナーシップ宣誓制度 KAGOSHIMA PARTNERSHIP^{プラス}とは？

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任をもって協力し合うことを宣誓した一方又は双方が性的少数者のお二人に、鹿児島市が宣誓書受領証等を交付する制度です。

法律上の効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等)を生じさせるものではありませんが、鹿児島市が、性的少数者の方々のパートナーシップを尊重し、日常生活の生きづらさを軽減しようと支援することは、人権や多様性尊重の観点から大きな意義があると考えています。

また、制度への認知や理解が広がることで、鹿児島市の行政サービスで手続きが可能になるものや、民間事業者のサービス、従業員への福利厚生面などにおいて利用可能な事例が少しずつ増えていくことも期待されます。

鹿児島市では、この制度導入で当事者だけでなく市民誰もが、多様性を認め合い、いきいきと暮らすことのできる人権尊重のまちづくりが一層推進されるよう努めていきます。

2. 宣誓をすることができる方

「宣誓」とは？

パートナーシップを形成している者同士が、鹿児島市長に対し、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを誓うことをいいます。

パートナーシップ宣誓をするには、以下(1)から(5)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 民法に規定する成年に達していること（満18歳以上であること）
- (2) 鹿児島市民であること、又は転入を予定していること
※転入予定の場合、転入後14日以内に住民票の写しの提出が必要です。
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係にあるものを含む）がないこと
※戸籍抄本等これを証明する書類が必要です。
- (4) 宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと
※すでに宣誓者以外の方とパートナーシップを行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体で、別の方とパートナーシップ宣誓を行っている方は宣誓できません。
- (5) 宣誓者同士が、近親者（民法に規定する婚姻できない続柄）でないこと
※宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又は、していた場合は宣誓できます。

パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者（近親者）



3. 宣誓手続きの流れ

① 宣誓する日の予約

※宣誓を希望する日の原則7日前(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)までに、電話、FAX又はメールで予約してください。

※宣誓できる時間:平日(年末年始除く)の午前8:30から午後5時

※宣誓の日時は、予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

予約連絡先:鹿児島市市民局人権政策部人権推進課

電話:099-216-1232

受付時間:平日の午前8時30分から午後5時15分

FAX:099-216-1207

Eメール:jinken@city.kagoshima.lg.jp

FAX又はEメール送信時の記載事項

① 宣誓希望日・時間帯(午前又は午後)の第3希望まで

(例:第1希望 令和4年1月23日午後)

午前:午前8時30分~正午 午後:午後1時~午後5時

② 宣誓されるお二人の氏名とフリガナ

※通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名

(外国籍の方は、住民票上(住民登録上の氏名)の氏名)も併せてご記入ください。

③ 代表の方の日中の連絡先

④ 宣誓時の個室対応希望の有無

予約の成立

予約は、宣誓日時等が確定した旨を市から回答した時点で成立します。

② パートナーシップ宣誓

※予約をした日時に、宣誓に必要な書類をお持ちのうえ、必ずお二人そろって、人権推進課までお越しください。

※市の職員の前で「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップ宣誓にあたっての確認書」に自書し、ご提出いただきます。

※お持ちいただいた必要書類やご提出いただいた確認書により、宣誓者の要件や本人確認を行います。

※書類に不備や不足がある場合などは、宣誓日を延期させていただくことがあります。

3. 宣誓手続きの流れ



宣誓場所

鹿児島市役所市民局人権政策部人権推進課
所在地:鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所別館3階
※希望により個室をご用意いたします。
※詳細は予約時にご案内いたします。

③ パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

※要件を満たしていることが確認できた場合、宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」(以下「受領証等」という。)を交付します。

※受領証等は、複数のデザインから選べます(組み合わせも自由です)。

※書類等の不備がなければ、原則として即日交付いたしますが、発行手続きのため1時間程度お時間をいただきます。

※書類に不備や不足があった場合、交付を延期することがあります。

3. 宣誓手続きの流れ

パートナーシップ宣誓書（A4サイズ） - 表面

様式第1（第4条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書

鹿児島市長

私たちは、鹿児島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

宣誓者

宣誓者

氏名

氏名

（生年月日： 年 月 日）

（生年月日： 年 月 日）

（通称名 _____）

（通称名 _____）

住所

住所

電話番号

電話番号

メールアドレス

メールアドレス

（代書者）

（代書者）

氏名

氏名

住所

住所

注 宣誓者の欄は自書してください。やむを得ない場合は代書が可能ですが、代書者の欄に代書者の氏名及び住所をご記入ください。

鹿児島市使用欄（ここは記載しないでください）

氏名

氏名

（個人番号カード・旅券・免許証・その他）

（個人番号カード・旅券・免許証・その他）

※人権推進課に準備しています。 ※ホームページからもダウンロードできます。

3. 宣誓手続きの流れ

パートナーシップ宣誓書（A4サイズ） - 裏面

様式第1（第4条関係）

（裏面）

パートナーシップ宣誓にあたっての確認書

私たちは鹿児島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づく「パートナーシップの宣誓」（以下「宣誓」という。）に先立ち、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。
また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、受領証等を市に返還します。

氏名 _____ 氏名 _____

(通称名) _____ (通称名) _____

要綱の規定	確認事項（確認欄に「✓」をつけてください）	確認欄
第2条第1号	互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任をもって協力し合うことを約束した一方又は双方が性的少数者（性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。）である2人の者の関係であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1号	双方が成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号 (右記のいずれかに該当すること。)	1 双方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	2 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が本市へ宣誓の日から原則として14日以内に転入を予定していること。 (転入予定日： 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
	3 双方が本市へ宣誓の日から原則として14日以内に転入を予定していること。 (転入予定日： 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3号	双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。 (パートナーシップにある方が養子縁組した場合を除く。)	<input type="checkbox"/>

注 転入予定の場合は、転入後14日以内に、本市住所が記載された住民票の写しを人権推進課に提出してください。

3. 宣誓手続きの流れ

パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ）

デザイン1（表面）

様式第2（その1）（第6条関係） (背面)

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

____ 様 ____ 様

(____ 年 ____ 月 ____ 日) (____ 年 ____ 月 ____ 日)

ここに二人が、鹿児島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する条例の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
お二人が本日、宣誓されたことを心から祝福するとともに、未来(お幸せ)に導かせることを願います。

____ 年 ____ 月 ____ 日

鹿児島市長 

デザイン2（表面）

様式第2（その2）（第6条関係） 第 号


カラフルかごしま
KAGOSHIMA PARTNERSHIP

パートナーシップ宣誓書受領証

____ 様 ____ 様

(____ 年 ____ 月 ____ 日) (____ 年 ____ 月 ____ 日)

ここに二人が、鹿児島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する条例の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
お二人が本日、宣誓されたことを心から祝福するとともに、未来(お幸せ)に導かせることを願います。

____ 年 ____ 月 ____ 日


マツヤマシティ
鹿児島市長

デザイン3（表面）

様式第2（その3）（第6条関係） 第 号


カラフルかごしま
KAGOSHIMA PARTNERSHIP

パートナーシップ宣誓書受領証

____ 様 ____ 様

(____ 年 ____ 月 ____ 日) (____ 年 ____ 月 ____ 日)

ここに二人が、鹿児島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する条例の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
お二人が本日、宣誓されたことを心から祝福するとともに、未来(お幸せ)に導かせることを願います。

____ 年 ____ 月 ____ 日


マツヤマシティ
鹿児島市長

裏面（共通）

様式第2（その1）（第6条関係） (裏面)

この宣誓書受領証の提示を受けた方へ

この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任をもって協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいっしょを働き、前進されることを期待しています。
本受領証の提示を受けた時は、上記の趣旨をご理解いただきますとともに、個人情報の取扱いには、十分にご配慮をお願いします。

◎印字名を使用している場合
以下は戸籍上の氏名を記載します。

宣誓词名		
戸籍上の氏名 (通称も使用の場合)		

※3種類から選べます

3. 宣誓手続きの流れ

パートナーシップ宣誓書受領カード（運転免許証サイズ）

デザイン1（表面）

第 号

パートナーシップ宣誓書受領カード

鹿児島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 氏名 _____ パートナー 氏名 _____
 (年 月 日生) (年 月 日生)
 年 月 日
 鹿児島市長 印

デザイン1（裏面）

このカードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任をもって協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

本カードの提示を受けた時は、上記の趣旨をご理解いただきますとともに、個人情報取扱いには、十分なご配慮をお願いします。

戸籍上の氏名（通称名を使用の場合）
 本人 氏名 _____ パートナー 氏名 _____

デザイン2（表面）

第 号

パートナーシップ宣誓書受領カード

鹿児島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人氏名 _____ パートナー氏名 _____
 (年 月 日生) (年 月 日生)
 年 月 日
 鹿児島市長 印

デザイン2（裏面）



このカードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任をもって協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

本カードの提示を受けた時は、上記の趣旨をご理解いただきますとともに、個人情報取扱いには、十分なご配慮をお願いします。

戸籍上の氏名（通称名を使用の場合）
 本人氏名 _____ パートナー氏名 _____

デザイン3（表面）



第 号

パートナーシップ宣誓書受領カード

鹿児島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 氏名 _____ パートナー 氏名 _____
 (年 月 日生) (年 月 日生)
 年 月 日
 鹿児島市長 印

デザイン3（裏面）



このカードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任をもって協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

本カードの提示を受けた時は、上記の趣旨をご理解いただきますとともに、個人情報取扱いには、十分なご配慮をお願いします。

戸籍上の氏名（通称名を使用の場合）
 本人 氏名 _____ パートナー 氏名 _____

※3種類から選べます

4. 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓には、以下の書類が必要です。

① パートナーシップ宣誓書（様式第1）

- ※人権推進課に準備しています。
- ※ホームページからもダウンロードできます。
- ※宣誓される日に市職員の面前で記入していただきます。
- ※自書できない場合は、代筆も可能です。

② 市内に住所がある又は市内へ転入を予定していることを確認できる書類

鹿児島市にお住まいの方

住民票の写し

- ※1人1通の提出をお願いします
- ※宣誓をするお二人が同一世帯になっている場合は、お二人が記載されたもの1通で構いません。
- ※宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限りです。
- ※本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は省略したものをもちください。
- ※住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写しは関係法令上、受け取れません。

鹿児島市に転入予定の方

転出証明書

- ※後日(原則転入予定日から14日以内)、鹿児島市への転入を確認するため、住民票の写しをご提出いただきます。
- ※住民票の提出がない場合は無効となります。

4. 宣誓に必要な書類

③ 配偶者がいないことを確認できる書類

戸籍抄本、独身証明書等（本籍地の市町村で取得できます）

※1人1通の提出をお願いします。

※宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限りです。

※外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に日本語訳を添付して提出してください。

④ 本人確認書類

※必要書類の例示は以下のとおり

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード(マイナンバーカード)・旅券(パスポート)・運転免許証・顔写真付き住民基本台帳カード・障害者手帳・在留カード又は特別永住者証明書 <p>※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none">・顔写真のない住民基本台帳カード・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳 <p>※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。</p> <p>※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。</p>

⑤ 使用を希望する通称を日常生活において 使用していることが確認できる書類

郵便物、名刺、社員証等

※通称名の使用を希望する場合のみ

5. 受領証等の再交付・返還等について

受領証等の再交付・返還の場合も、来庁される日を、事前に電話、FAX 又はメールで予約してください。いずれの場合も、本人確認書類(10ページ)が必要です。

① 宣誓書受領証等の再交付

紛失や毀損、氏名(通称名含む)変更などの事情により、再交付を希望される場合、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4)に基づき、受領証等を再交付します。

※紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等は、返還していただきます。

※通称名の変更の場合は、通称名が記載された郵便物など氏名の変更が確認できる書類も添付してください。

② 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお二人又はお一人が、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5)に受領証等を添えて提出してください。紛失等により受領証等の返還が困難な場合は添付の必要はありません。

① 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき

② 一方が死亡したとき

③ 一方又は双方が鹿児島市を転出したとき

※都市間相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合は除きます。
(15ページ参照)

※一方が転勤その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ転出する場合を除きます。

④ 「2. 宣誓をすることができる方」の(3)から(5)の要件を満たさなくなったとき

5. 受領証等の再交付・返還等について

③ 宣誓の無効

以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。

- ① 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき
- ② パートナーシップ宣誓をできる方の要件に該当しなくなったとき

④ 交付番号の公表

受領証等が返還又は宣誓が無効となった場合、受領証等の交付番号を鹿児島市のホームページ上に公表します。

再交付申請書

様式第4（第7条関係）

パートナーシップ宣誓再受領証等再交付申請書

年 月 日付で交付されました、パートナーシップ受領証受領証等の再交付を希望いたします。鹿児島県パートナーシップ宣誓の取扱いに関する変更第7条第1項の規定により申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をつけてください）

(1) 廃失 (2) 毀損 (3) 汚損 (4) 氏名等の変更
(5) その他（ ）

再交付を希望するもの（希望するものに○をつけてください）

(1) パートナーシップ宣誓受領証 (2) パートナーシップ宣誓受領カード

年 月 日

（申請者）

氏名 _____ 氏名 _____
 住所 _____ (住所) _____
 電話番号 _____ 電話番号 _____
 Eメール _____ Eメール _____

（代書者）

氏名 _____ 氏名 _____
 住所 _____ 住所 _____

注 申請者の欄は非表示してください。やむを得ない場合は代書者が可能ですが、代書者の欄に代書者の氏名、住所をご記入ください。

鹿児島県利用欄（ここは記載しないでください）

氏名 _____ 氏名 _____
 《個人番号カード：顔写真あり・その他》 《個人番号カード：顔写真なし・その他》

返還届

様式第5（第8条及び第11条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

鹿児島県パートナーシップ宣誓の取扱いに関する変更第12項（以下「変更」という。）第8条第1項又は第11条第3項の規定により、パートナーシップ宣誓受領証等を返還します。

返還の理由（いずれかに○をつけてください。①、②、③は記入する欄が、④第8条第1項又は第11条第3項の規定により、パートナーシップ宣誓受領証等を返還します。）

(1) パートナーシップの解消
(2) 宣誓書の廃止
(3) なくなった方の死亡 死亡日： 年 月 日
(4) 鹿児島県からの搬出
(5) 変更第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなった。
(6) その他（具体的な理由： ）

年 月 日

（受領者）

氏名 _____ 氏名 _____
 住所 _____ (住所) _____
 電話番号 _____ 電話番号 _____
 Eメール _____ Eメール _____

（代書者）

氏名 _____ 氏名 _____
 住所 _____ 住所 _____

注 宣誓書の欄は非表示してください。やむを得ない場合は代書者が可能ですが、代書者の欄に代書者の氏名、住所をご記入ください。

鹿児島県利用欄（ここは記載しないでください）

氏名 _____ 氏名 _____
 《個人番号カード：顔写真あり・その他》 《個人番号カード：顔写真なし・その他》
 返還 宣誓書受領証 宣誓書受領カード
 返還再交付カード 返還再交付カード
 返還再交付カード 返還再交付カード

6. 利用可能なサービス

市の制度やサービス

※各行政サービスを受けるためには、それぞれの要件を満たす必要があります

制度・サービス名	制度内容・注意点	宣誓	提示	お問い合わせ先
市営住宅入居申込	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップ宣誓制度に基づき宣誓した人も市営住宅への入居申込可能 	必要	必要	(公財)県住宅・建築総合センター (通称:住宅センター) TEL:099-808-7502
軽費老人ホーム谷山荘 管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に住む60歳以上の高齢者で自炊ができる所得税非課税の方等について安価な住居の提供を実施 ●一方が上記要件を満たしていれば、受領証の確認により、1年以上の同居要件を満たしていても2人部屋のへの入居申込みが可能(別途所得要件等あり) 	必要	必要	●谷山福祉部福祉課 TEL:099-269-2145 ●軽費老人ホーム谷山荘 TEL:099-267-1396
【市電・市バス】 環境(エコ)定期券割引	<ul style="list-style-type: none"> ●土曜日、日曜日、祝日等に通勤定期券等所持者及び同乗者の運賃割引を行う制度 ※定期券所持者と親族等(配偶者及び2親等以内の親族、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその子又は市長がパートナーシップ宣誓書受領証を交付した者及びその子)合わせて5人以内 ●割引後の運賃(1回の乗車につき) 大人:100円 / 子供:50円 ●降車時に、環境(エコ)定期券の利用及び通勤定期券等所持者の同乗者である旨を申し出ることによって割引適用 	必要	不要	交通局総合企画課 TEL:099-257-2102
市立病院での手術同意等	<ul style="list-style-type: none"> ●聞き取り等により病状説明の同席や手術同意などについて、統柄に関わらず柔軟に対応 	不要	不要	鹿児島市立病院医事情報課 TEL:099-230-7021
救急車の利用(同乗)	<ul style="list-style-type: none"> ●救急車の同乗について、パートナーであることを理由とした制限なし 	不要	不要	消防局救急課 TEL:099-222-0240
救急車搬送証明書発行	<ul style="list-style-type: none"> ●本人または同一世帯以外の者が代理人として申請する場合、委任状、身分証明書が必要 	不要	不要	消防局救急課 TEL:099-222-0240
り災(届出)証明申請(火災)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人または同一世帯以外の人が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり 	不要	不要	消防局予防課 TEL:099-222-0970
り災証明書 / り災届出証明書 (火災以外)	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による住家の被害程度等を証明するもの ●住民票上同一世帯であれば委任状省略で申請・受領が可能 ●同一世帯以外の代理人が申請する場合は、委任状が必要 ●身分証明書(本人以外の代理人が申請する場合は代理人の身分証明書)のほか、申請内容によって被害状況が分かる写真等が必要 	不要	不要	総務局税務部資産税課 TEL:099-216-1179
国民健康保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票上同一世帯であれば、同一世帯の国民健康保険被保険者となる 	不要	不要	市民局市民文化部 国民健康保険課 TEL:099-216-1228
パートナーからの暴力(DV) についての相談	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーからの暴力については、性別等に関わりなく対応(性的少数者の方からの相談もお受けします) ●暴力は身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的暴力など多岐にわたります 	不要	不要	サンエールかごしま相談室 (配偶者暴力相談支援センター) TEL:099-813-0853
生活保護申請	<ul style="list-style-type: none"> ●生計同一の場合は、性別等に関わりなく同一世帯として生活保護申請可能 	不要	不要	●生活保護相談窓口 TEL:099-216-1495 ●谷山福祉保護課 TEL:099-269-2147 ●伊敷福祉課保護係 TEL:099-229-2112 ●吉野福祉課保護係 TEL:099-244-7380
耕作証明願申請	<ul style="list-style-type: none"> ●耕作証明願について、農地台帳に登録された世帯員であれば統柄に関わらず申請可能 ●受領証等の確認で円滑に利用可能 	不要	不要	農業委員会事務局 TEL:099-216-1466
農地台帳閲覧及び 交付特例申請	<ul style="list-style-type: none"> ●農地台帳閲覧及び交付特例申請について、農地台帳に登録された世帯員であれば統柄に関わらず申請可能 ●受領証等の確認で円滑に利用可能 	不要	不要	農業委員会事務局 TEL:099-216-1466

令和4年3月1日現在

民間事業者の制度やサービス

・住宅ローン審査におけるパートナーとの収入合算
(鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫など)

・映画のペア割(一方が50歳以上)(鹿児島ミッテ10・天文館シネマパラダイス・ガーデンズシネマ)

その他にも、携帯電話の家族割、航空会社のマイレージ特典の家族利用、生命保険の受取りなどサービスを提供している事業者があります。

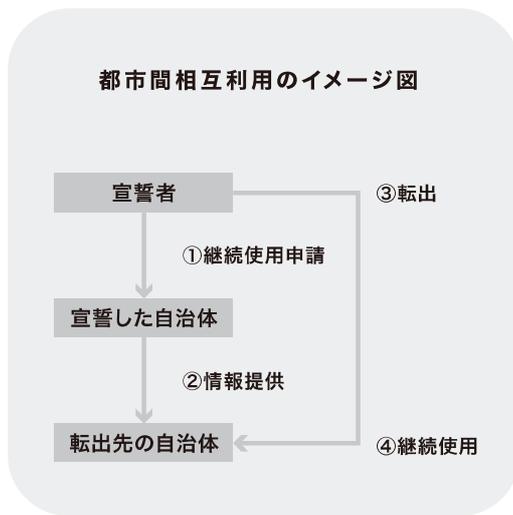
民間事業者の手続きについては、受領証等の提示以外に要件がある場合がありますので、詳細はサービス提供事業者にお問い合わせください。

今後、利用できる行政サービスについて拡大を図るほか、様々な民間事業者等の皆様に制度の趣旨をご理解いただき利用できるサービスが広がっていくよう周知啓発に努めてまいります。

7. 都市間相互利用について

鹿児島市とパートナーシップ宣誓制度を実施している自治体が協定を締結することで、宣誓者が両自治体間で住所の異動をする場合の手続きを簡素化し、当事者の精神的・経済的負担の軽減を図る取組です。

パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書



様式第6（第11条附則）

パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

鹿児島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する条例第11条第1項の規定により、受領証等の継続使用を申請します。

なお、未申請（差し）を転出先自治体へ提供することになります。

年 月 日

（発行者（転出先自治体）） 住所	（受領者（転出先自治体）） 住所
（申請者） 住所	住所
氏名	氏名
所属番号	所属番号
メールアドレス	メールアドレス
（代書者） 住所	（代書者） 住所
氏名	氏名

注

- 2名分の受領証等の鹿児島市パートナーシップ宣誓書受領証等の差し及び本人確認ができる書類の差しを添付して提出してください。
- 申請者の職は任意とさせていただきます。空欄を付さない場合は代書が可能ですが、代書者の職に代書者の氏名、住所を記載してください。

鹿児島市受領証（ここでは記載しなくても可）

受領証	届出日	受領証の 番 号
氏名	氏名	氏名
（個人番号カード・マイナンバー・マイナンバーカード）	（個人番号カード・マイナンバー・マイナンバーカード）	（個人番号カード・マイナンバー・マイナンバーカード）

鹿児島市から協定を締結している自治体に転出する場合は、鹿児島市へパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第6）を提出することにより、転出先において本市が交付した受領証等を継続使用することができます。

※一部の自治体（例：指宿市）で手続きが異なります。

【都市間相互利用に関する協定締結自治体】

○福岡市 ○北九州市 ○熊本市 ○指宿市 ○福岡県古賀市 ○日置市 ○出水市 ○鹿屋市

※指宿市へ転出する場合は指宿市で「（※）申告」を行い、指宿市から改めて受領証等が交付されます。

（鹿児島市交付の受領証等は鹿児島市へ返還）

（※）申告 鹿児島市において宣誓書受領証等の交付を受けたことを指宿市に申し出ること。
指宿市が改めて受領証等を交付します。宣誓と異なり、戸籍抄本など独身であることの証明の提出が不要となります。

8. よくある質問

Q1 鹿児島市パートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度とどう違うのですか？

婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、鹿児島市が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づき実施するものであり、法律上の効果は発生しません。

この制度は、一方又は双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任をもって協力し合うことの宣誓を受けて、受領証等を交付することにより、性的少数者の方々の自分らしい生き方を応援するものです。

Q2 パートナーと法的な関係を築くにはどのような方法がありますか？

婚姻に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。

Q3 同居していないと宣誓できないのでしょうか？

必ずしも同居している必要はありません。ただし、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に責任をもって協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q4 宣誓は、同性カップルしかできませんか？

宣誓は、同性カップルに限定していません。トランスジェンダーやバイセクシュアルなどで異性間のカップルであっても、要件を満たしていれば宣誓することができます。

Q5 事実婚のカップルも対象になりますか？

宣誓することはできません。この制度は、市総合計画や人権教育・啓発基本計画に基づき、性的少数者の方々の支援の一環として導入することとしたものです。事実婚につきましては、住民票で妻(未届)と記載することができるなど、社会的に双方の関係性を証明する手立てがあるとともに、公営住宅に入居できるほか、健康保険の被扶養者になれるなど、一定の権利が保障されており、性的少数者の方々のおかれている状況等は異なるものと考え、この制度の対象に含めていないところです。

8. よくある質問

Q6 通称名を使用できますか？

使用することができます。通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類(郵便物、名刺、社員証など)を宣誓時に提示してください。

通称名を使用した場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q7 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓(「パートナーシップ宣誓書受領書」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」の交付含む)に費用は掛かりません。ただし、宣誓時に提出していただく必要書類の交付手数料などは自己負担になります。

Q8 外国籍の場合も宣誓できますか？

外国籍の方も宣誓を行うことができます。外国籍の方の場合には、宣誓に必要な書類として、大使館又は領事館が発行する婚姻要件具備証明書(宣誓日以前3か月以内に発行されたもの)など独身であることが確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q9 成りすましや偽造等の悪用されることはないでしょうか？

宣誓をする際には、独身であることを証明する書類(戸籍抄本、独身証明書等)の提出と本人確認を行うための身分証明書の提示を求め、なりすまし等の悪用を防止します。

また、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合等は、当該パートナーシップを無効とし、受領証及び受領カードの返還を求めるとともに無効となった受領証等の交付番号を鹿児島市のホームページ上に公表します。

Q10 鹿児島市民ではないと宣誓できませんか？

鹿児島市内へ転入を予定している方であれば、宣誓できますが、転入予定であることを確認するため転出証明書の提示が必要です。

また、市内に転入後(原則転入予定日から14日以内)に住民票の写しの提出が必要です。

8. よくある質問

Q11 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要がありますか？

一方または双方が鹿児島市外(都市間相互利用に関する協定締結をしている自治体を除く)に転出される場合は、交付した受領証等を返還していただきます。

ただし、一方が転勤その他やむを得ない事情により、一時的に市外へ転出する場合を除きます。詳しくは人権推進課にお問い合わせください。

Q12 本市から都市間相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合には、どうすればよいですか？

本市へパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第6)を提出することで、転出先でも引き続き鹿児島市が発行した宣誓書受領証等を使用することができます。ただし、一部自治体(例:指宿市)で、手続きが異なりますので詳しくは人権推進課にお問い合わせください。(※P.15参照)

Q13 鹿児島市内間の住所変更は届け出を行う必要がありますか？

鹿児島市内間の転居の場合は届け出の必要はありません。

Q14 養子縁組をしている場合宣誓できませんか？

パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。

Q15 宣誓制度の利用に際し、プライバシーは守られますか？

希望に応じて個室で対応するなどプライバシーに配慮いたします。また、提出いただく必要書類や記載されている内容等の個人情報等については、本人の同意なく外部に情報提供することはありません。

Q16 代理や郵送で宣誓できますか？

代理や郵送での宣誓はできません。職員立会の下、本人確認のうえ、宣誓する必要があります。必ず、宣誓するお二人でそろって窓口にお越しください。

ただし、病気等の事情によりお二人で窓口に来られない場合はご相談ください。

8. よくある質問

Q17 自書できない場合は、代筆してもらうことは可能ですか？

宣誓書に自書することができない場合は、代筆が可能です。

Q18 宣誓できない「近親者」とはどのような範囲ですか？

- 直系血族又は三親等内の傍系血族の間(民法第734条)
祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等
- 直系姻族の間(民法第735条)
子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等
- 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間(民法第736条)
(ただし、養子縁組をしている又はしていた場合を除きます。)

Q19 受領証等は即日交付されますか？

書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付いたします。なお、内容確認等のために1時間程度お時間をいただきます。

Q20 平日以外の希望する日や時間に宣誓できますか？

宣誓ができるのは、原則平日(年末年始除く)の午前8時30分から午後5時です。ただし、特段の事情により、上記の日時での宣誓が難しい場合は、人権推進課までご相談ください。

Q21 宣誓のための書類はどこで入手できますか？

人権推進課又は鹿児島市ホームページで入手できます。

Q22 宣誓をすることでどのようなサービス等が受けられるのですか？

鹿児島市の一部の手続きやサービス等について、宣誓をされた方が利用可能になるものや手続きが円滑に行われるものがあります。

また、民間事業者の中にも、一定の要件を満たしていれば、受領証等を提示することで受けられるサービス等に対応している事業者があります。(※P.13参照)

今後、利用できる行政サービスについて拡大を図るほか、様々な民間事業者等の皆様に制度の趣旨をご理解いただき利用できるサービスが広がっていくよう周知啓発に努めてまいります。

9. 参考資料（要綱）

鹿児島市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（本文のみ）

（趣旨）

第1条 この要綱は、人権尊重社会の実現を目指す鹿児島市人権教育・啓発基本計画に基づき、市民一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約束した一方又は双方が性的少数者（性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。）である2人（外国籍である者を含む。）の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップを形成している双方（以下「双方」という。）が民法（明治29年法律第89号）に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が鹿児島市（以下「本市」という。）に住所を有していること。
 - イ パートナーシップを形成している者のうちの一方（以下「一方」という。）が本市に住所を有し、かつ、他の一方が本市に宣誓した日から原則として14日以内に本市への転入を予定していること。
 - ウ 双方が本市に宣誓した日から原則として14日以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、双方が揃って本市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代書させることができる（第7条、第8条及び第11条において同じ。）。

- (1) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合は、その事実が確認できる書類）
- (2) 婚姻していないことを証明する書類

9. 参考資料（要綱）

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者の本人確認のため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するもので、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が相当と認める書類

3 第1項の規定により宣誓を行った者が本市に住所を有しない場合は、宣誓書裏面の確認書に記入した転入を予定している日から14日以内に、本市住所が記載された住民票の写しを市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に当該書類を提出することが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類、郵便物等を宣誓時に提示するものとする。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2（その1、その2又はその3））及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3（その1、その2又はその3））（以下「受領証等」という。）並びに宣誓書の写しを交付する。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等を紛失し、毀損し、若しくは汚損したとき又は氏名等の変更があったときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4。以下「再交付申請書」という。）を提出し、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、受領証等の毀損又は汚損に係る再交付にあっては既に交付した受領証等を、氏名等の変更に係る再交付にあっては既に交付した受領証等及び変更内容の分かる書類を当該申請書に添付しなければならない。

2 市長は、受領証等の再交付を受けようとする者が、前項の規定による提出をするときは、第4条第2項各号に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求めるものとする。

3 第1項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

9. 参考資料（要綱）

（受領証等の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、紛失等により受領証等の返還が困難である場合は、受領証等の添付を要しない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が本市から転出したとき（第11条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出する場合又は一方が転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。）
- (4) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、宣誓者が前項の規定による届出をするときは、第4条第2項各号に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求めるものとする。

（宣誓の無効）

第9条 宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。この場合においては、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。

2 市長は、前項の規定により宣誓が無効となったときは、宣誓者に、交付した受領証等について前条の規定の例により返還を求めるものとする。ただし、返還を求めることができない場合は、この限りでない。

（交付番号の公表）

第10条 市長は、第8条の規定により返還届が提出された場合、又は前条の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（地方公共団体間での相互利用）

第11条 宣誓者が、本市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している地方公共団体に転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第6。以下「継続使用申請書」という。）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。ただし、転出先の地方公共団体において、本市が交付した受領証等を継続して使用することが認められない場合は、この限りでない。

2 本市と協定を締結している地方公共団体から本市に転入した者は、当該地方公共団体が交付した受領証等（転入元の地方公共団体において継続使用の手続がされたものに限る。）を本市において継続して使用することができる。

9. 参考資料（要綱）

3 第1項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第8条第1号、第2号若しくは第4号に該当した場合又は本市と協定を締結していない地方公共団体に転出した場合は、返還届に当該受領証等を添えて、本市に返還するものとする。

4 第2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第8条第1号、第2号若しくは第4号に該当した場合又は当該受領証等を交付した地方公共団体と協定を締結していない地方公共団体に本市から転出した場合は、本市又は転出先の地方公共団体において当該受領証等を継続して使用することができないものとする。

5 第1項の規定により継続して使用している本市が交付した受領証等の再交付については、第7条の規定を準用する。

（周知啓発）

第12条 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

10. 参考資料（相談窓口）

○不当な差別、いじめ、暴力に関する相談

鹿児島地方方法務局（面接または電話相談）

窓口名称	電話番号	相談日時
全国共通人権相談ダイヤル	0570-003-110	毎週 月～金曜日 8:30～17:15
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	

○性別の違和や同性愛などに関する相談

一般財団法人 社会的包摂サポートセンター（電話またはSNSによる相談）

相談窓口名称	電話番号・URL	相談日時
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間 365日 性的少数者の専門回線あり 音声ガイダンスに従って相談内容を選択
困りごと情報提供 （チャット相談）	https://comarigoto.jp	毎週 水・金・日曜日 16:00～22:00

○性的指向・性自認に関連する労働問題

パワーハラスメントを含めたいじめ、いやがらせに関する相談
鹿児島労働局（面接または電話相談）

相談場所	電話番号	相談日時
総合労働相談コーナー	223-8239	毎週 月～金曜日 8:30～17:15

○うつ病などの精神的な病気や認知症・ひきこもり・ アルコールやギャンブル・薬物などの依存症、こころの健康に関する相談

鹿児島市（面接または電話相談）

相談種別	電話番号	相談日時
精神保健福祉相談	803-6929	毎週 月～金曜日 8:30～17:15

○配偶者やパートナーからの暴力などに関する相談

鹿児島市（面接または電話相談）

相談場所	電話番号	相談日時
サンエールかごしま相談室 （配偶者暴力相談支援センター）	813-0853	毎週 火・木～日曜日 10:00～17:00
		毎週 水曜日 10:00～20:00
		祝日 10:00～17:00

10. 参考資料（相談窓口）

○学校でのいじめ等に関する相談

鹿児島市教育委員会（面接又は電話相談）

相談場所	電話番号	相談日時
教育相談室	226-1345 （教育全般）	毎週 月～金曜日 9:30～17:00
		毎週 土曜日 9:00～12:00
いじめ電話相談 ～心のダイヤル～	224-1179 （いじめ相談）	毎週 月～金曜日 9:30～17:00
		毎週 土曜日 9:00～12:00

- 生涯学習プラザ（火～日曜日）9:30～17:30
 - 14地域公民館（月～金曜日）9:30～16:00 / （土曜日）9:00～12:00
- でも家庭教育相談を実施しております。

鹿児島市市民局人権政策部人権推進課の場所のご案内

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市役所 別館3階



鹿児島市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック

令和3年12月発行
令和6年11月改訂

鹿児島市市民局人権政策部人権推進課

TEL 099-216-1232

FAX 099-216-1207

E-mail jinken@city.kagoshima.lg.jp